

業務名：令和８年度皇居外苑北の丸公園連絡歩道等測量設計業務

No.	質問内容	回答
1	「入札説明書」p.09に「◎添付資料」として、別記様式～別紙３まで記載がありますが、本入札については、『参考数量調書（経費計算条件・経費計算書・測量内訳書・設計内訳書・金抜き単価表）』の提示は無いということでしょうか	参考数量調書の提示はありません。
2	「特記仕様書」第４条・第５条に、「②入札説明書に定める実績を有する者。」との記載がありますが、入札説明書には実績に関する記載がありません。第４条・第５条ともに、①の資格要件のみ満たせば良いとの理解で宜しいでしょうか	本業務については、特記仕様書第４条及び第５条②に係る実績要件は適用しません。第４条及び第５条①に定める資格要件を満たすものとしてください。
3	「特記仕様書」第９条に「測量業務で３回、設計業務で３回」との記載がありますが、測量と設計の打合せは別々に分けて行うということでしょうか、それとも測量・設計打合せとして３回行うということでしょうか	測量業務と設計業務の打合せはそれぞれ行う想定であり、測量業務３回、設計業務３回の計６回を想定しています。
4	「特記仕様書」第１７条第１項で「予定価格が１，０００万円を超える業務で～」との記載がありますが、本業務は、この条件に該当するとの認識で宜しいでしょうか	本業務には、特記仕様書第１７条第１項の規定は適用しません。
5	「特記仕様書」第２０条に記載の「合同現地踏査」の回数および実施するタイミングを教えてください	測量業務において線形決定を行う前段階で合同現地踏査を１回程度行うことを想定しています。
6	「特記仕様書」第３１条に記載の「条件点の観測３点」とは、どのような観測を行うのかを教えてください	条件点の観測は、歩道の線形等を決定する上で設計条件となる地点について行うものです。例えば、起点、終点、交差部等のうち、計画上位置を固定する必要がある地点を想定しており、本業務では３点を見込んでいます。具体的な観測地点は、契約後、現地状況及び設計条件を確認の上、調査職員と協議して決定します。
7	「特記仕様書」第３２条の「歩道基本設計」について、基本設計図および基本設計説明書等の成果物の提出期限があれば教えてください	基本設計図及び基本設計説明書等について、個別の提出期限は定めていません。具体的な工程及び提出時期は、契約後に作成する業務スケジュール管理表等により調整します。
8	「特記仕様書」第３２条に記載の「透視図を２枚作成」について、用紙サイズを教えてください。また、作成は実施設計図に基づくものではなく、基本設計図に基づいて作成するとの認識で宜しいでしょうか。	透視図はＡ３サイズにて、歩道の基本設計図に基づく完成イメージとして作成することを想定しています。
9	関係法令に係る諸手続きの有無と、有りの場合の法令と受託者が行う手続きの内容を教えてください	現時点では、文化財保護法や都市計画法等の関係法令に係る手続きの可否について、例えば千代田区の文化財担当部局、都市計画・開発許可担当部局等への確認を想定しています。具体的な確認先、手続きの可否及び対応内容については、業務実施時の検討結果を踏まえ、調査職員と協議の上決定します。

10	関係機関協議の有無と、有りの場合の協議先と予定協議回数を教えてください	現時点では、歩道予定箇所に近接する既施設との取合いに関して、首都高速道路株式会社等の施設管理者との協議を想定しています。具体的な協議先及び協議回数については、既施設との取合い等の検討結果を踏まえ、調査職員と協議の上決定します。
11	測量・基本設計・実施設計で、約3ヵ月の短い工期設定となっておりますが、測量や設計の進捗により、やむを得ず工期延伸が必要となった場合には、契約書第22条および第23条に基づく契約変更が可能かを教えてください	履行期間の延長については、受注者の責めに帰すことができない事由等により延長が必要となった場合、契約書第22条等の規定に基づき協議することが可能です。